

類型指定の基本的な考え方について

前回(平成28年)の類型指定の見直し・新規の類型指定にあたってのそれぞれ基本的な考え方と、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の事情の変化を踏まえて、今回の類型指定にあたっての基本的な考え方について検討する。

1 生活環境の保全等に関する項目（pH、BOD、DO、SS、大腸菌群数）に係る類型指定の基本的な考え方

(1) 前回（平成28年）の見直しにおける基本的な考え方

- ・府内の河川をより魅力あるものとするため、魚が棲めるような良好な水質を目指すという観点から「全水域C類型以上」を目指す。
- ・府内の河川は6水系に大別され、類型指定の検討にあたっては各水系の特性を考慮する必要があることから、各水系の「目指すべき類型」を表1に示すとおりとする。

表1 前回（平成28年）の見直しにおける各水系で目指すべき類型

水系		目指すべき類型
淀川水系		淀川下流(1)が水道3級相当の上水道水源として利用されていることから、 <u>B類型以上を目標とすることが適当。</u>
神崎川水系	神崎川の支川	神崎川がB類型に指定されていることから、 <u>B類型以上を目標とすることが適当。</u>
	猪名川上流の支川	<u>全てA類型に指定</u> されている。
寝屋川水系		都市域を流下する水域であり、水質の状況等を踏まえて現在はD類型に指定されている。しかしながら、寝屋川中流部等の一部の水域では親水性に配慮した事業なども実施されているほか、全般的に身近な河川への注目度も高まってきていることから、 <u>魚の生息に良好とされる類型（C類型以上）を目標とすることが適当。</u>
大阪市内河川		全ての流域が都市域である河川であり、護岸等の河川の形態や利用目的からはC類型が適当と考えられる水域である。しかしながら、大阪市内河川の流域は既に下水道もほぼ100%整備されているほか、近年は水の回廊といわれる部分を中心として、都市域の潤いの場等としての注目度も高まっている。また、12水域のうち、大川等5水域については、既に、都市域の潤いの場としての利用に十分対応したB類型になっている。これらを考慮すると、現状においては底質や護岸など、親水性には乏しい状況にある区間もあるものの <u>全水域ともB類型を目標とすることが望ましい。</u>
大和川水系	石川とその支川	石川が「水産2級相当」に適応しているとされるB類型に指定されていることから、 <u>全ての水域がB類型以上を目標とすることが適当。</u>
	西除川 東除川	都市域を流下する水域であり、現状の水質の状況等を踏まえ、現在はそれぞれC類型、D類型に指定されている。しかしながら、府民の身近な河川への関心を高めるためにも、 <u>魚の生息に良好とされる類型（C類型以上）を目標とすることが適当。</u>
泉州諸河川	榎井川以北の河川	いずれも中流・下流域が市街地化した河川であるが、他の流域と比べて生活排水対策の進捗が遅れているため、現状水質の状況等から上流部や支川を除き、現在はDまたはE類型に指定されている。しかしながら、これらの河川についても近年は、身近な河川としての注目度も高まりつつあることから、より良い水質を目指して、 <u>上流部及び支川はB類型以上、下流部は魚の生息に良好とされる類型（C類型以上）を目標とすべき。</u>
	男里川以南の河川	<u>全てA類型に指定</u> されている。

- ・検討にあたっては、これまでと同様に、河川の代表的な汚濁指標であるBODの状況に主眼を置いて検討を行う。
- ・各河川水域の類型については、「目指すべき類型」を踏まえ、近年の水質状況等をもとに、今後概ね5年間の目標となる類型・達成期間を示すものとなることを基本とし、次に示す方針で検討するものとする。

(ア) A類型からAA類型への改定

平成26年度にA類型の環境基準達成率が100%となったことを踏まえ、A類型の水域であって、AA類型の水質を十分に満たし、自然探勝の場としての利用がなされている水域については、AA類型に改定することを検討する。

(イ) C類型以上の水域で、当該水系の「目指すべき類型」に合致している水域

平成23年に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」においては、2020年までに、BOD 3mg/L以下（B類型の基準値）を満たす河川の割合を8割にするとしている。この目標の達成に向け、上位類型に改定することが望ましいと考えられる水域については、B類型以上に改定することを検討する。

(ウ) C類型以上の水域で、当該水系の「目指すべき類型」に合致していない水域

近年の水質状況を考慮しつつ、「目指すべき類型」への改定に向け、上位の類型への改定や達成期間の見直しを検討する。

(エ) DまたはE類型の水域

C類型以上への改定を目指し、近年の水質状況（上位類型の達成状況、年平均値の推移など）を考慮しつつ、できるだけ、上位の類型への改定や達成期間の見直しを検討する。

(2) これまでの新規の類型指定の考え方

新規の類型指定については、生活環境に及ぼす影響が大きく、規模の大きな河川から順に行っており、平成4年からは、流路延長5km、流域面積10km²以上もしくはそれと同等と考えられる河川を基本として類型指定の検討を行っている。

直近に新規類型当てはめを行った平成28年においても、上記の規模の河川を基本として、利用目的や水質の現況、発生源の状況、将来の開発予定などを考慮し、4河川水域（流路延長5.7～7.6km）について検討し、天竺川（流路延長7.6km）を新たに類型指定している。

(3) 今回の類型指定にあたっての基本的な考え方（案）

(着眼する項目について)

- ・pH、DO、SS、大腸菌群数の環境基準超過の状況は資料1に示すとおりである。pHについては光合成の影響を、DOについては河川構造の影響を、SSについては降雨や上流における工事などの影響を、それぞれ大きく受けている。また、大腸菌群数については、国の検討会において指標性に乏しいとの指摘がなされ、大腸菌群数に代わる指標として、令和3年10月に環境基準項目として大腸菌数が告示され、令和4年4月1日から施行されたところである。
- ・以上のことから、類型指定の検討にあたっては、これまでと同様に、河川の代表的な汚濁指標であるBODの状況に主眼を置く。

(各水系で目指すべき類型について)

- ・府内の河川をより魅力あるものとするため、前回見直し時と同様に、「全水域C類型以上」を目指すこととする。
- ・類型指定の検討にあたっては各水系の特性を考慮する必要があることから、前回と同様に、各水系が「目指すべき類型」を設定する。
- ・「目指すべき類型」については、資料1に示すとおり、前回以降、水系別にみた水道、水産、農業用水等の利水の状況に大きな変化はなく、河川環境の活用や保全の取組みが活発に行われており、水系別にみた取組みの方向性に変化は見られないことから、前回設定した類型（表1）の考え方を基本とし、表2のとおりとする。

表2 今回の見直しにおける各水系で目指すべき類型

水系		目指すべき類型
淀川水系		淀川下流(1)が水道3級相当の上水道水源として利用されていることから、 B類型以上を目標とすることが適当。
神崎川水系	神崎川の支川	神崎川がB類型に指定されていることから、 B類型以上を目標とすることが適当。
	猪名川上流の支川	全てA類型に指定 されている。
寝屋川水系		都市域を流下する水域であり、水質の状況等を踏まえて現在はB～D類型に指定されている。しかしながら、寝屋川中流部等の一部の水域では親水性に配慮した事業なども実施されているほか、全般的に身近な河川への注目度も高まってきていることから、 魚の生息に良好とされる類型（C類型以上）を目標とすることが適当。
大阪市内河川		全ての流域が都市域である河川であり、護岸等の河川の形態や利用目的からはC類型が適当と考えられる水域である。しかしながら、大阪市内河川の流域は既に下水道もほぼ100%整備されているほか、近年は水の回廊といわれる部分を中心として、都市域の潤いの場等としての注目度も高まっている。また、12水域のうち、大川等11水域については、既に、都市域の潤いの場としての利用に十分対応したB類型になっている。これらを考慮すると、現状においては底質や護岸など、親水性には乏しい状況にある区間もあるものの 全水域ともB類型を目標とすることが望ましい。
大和川水系	石川とその支川	石川が「水産2級相当」に適応しているとされるB類型に指定されていることから、 全ての水域がB類型以上を目標とすることが適当。
	西除川 東除川	都市域を流下する水域であり、現状の水質の状況等を踏まえ、現在はB～D類型に指定されている。しかしながら、府民の身近な河川への関心を高めるためにも、 魚の生息に良好とされる類型（C類型以上）を目標とすることが適当。
泉州諸河川	榎井川以北の河川	いずれも中流・下流域が市街地化した河川であるが、他の流域と比べて生活排水対策の進捗が遅れているため、現状水質の状況等から上流部や支川を除き、現在はほとんどがDまたはE類型に指定されている。しかしながら、これらの河川についても近年は、身近な河川としての注目度も高まりつつあることから、より良い水質を目指して、 上流部及び支川はB類型以上、下流部は魚の生息に良好とされる類型（C類型以上）を目標とすべき。
	男里川以南の河川	全てA類型に指定 されている。

(各河川水域の類型の検討について)

- ・「目指すべき類型・達成期間」を踏まえ、近年の水質状況等をもとに、今後概ね5年間の目標となる類型・達成期間を示すものとなることを基本とし、次に示す方針で検討するものとする。改定の検討にあたっては、近年の水質状況（上位類型の達成状況や年平均値の推移、月別のデータなど）や、流域の汚濁負荷の状況等を考慮するものとする。

① 当該水系の「目指すべき類型」に合致していない水域

- ・近年の水質状況等を考慮しつつ、「目指すべき類型」への改定に向け、上位類型への改定や達成期間の見直しを検討する。
- ・特に、D、E類型については、近年の水質状況を考慮しつつ、できるだけ、上位類型への改定や達成期間の見直しを検討する。

② 当該水系の「目指すべき類型」に合致している水域

- ・近年の水質状況等を考慮しつつ、各河川の利用目的を鑑みて良好な水質を維持する観点から、上位類型に改定することが望ましいと考えられる水域については、上位類型に改定することを検討する。

③ 新規指定

- ・新規の類型指定については、これまでと同様に、流路延長5km、流域面積10km²以上もしくはそれと同等と考えられる河川を基本とし、利用目的や水質の現況、発生源の状況、将来の開発予定などを考慮して検討する。

2 水生生物の保全に関する項目（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）に係る類型指定の基本的な考え方

(1) 類型指定時（平成28年）における基本的な考え方

- ① 流域に豊かな自然環境を有し、かつ水質が非常に良好であることから、冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、以下の条件を総合的に考慮し、「生物A」に指定する。
 - ア 上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。
 - イ BODがA類型の環境基準に十分に適合していること。
 - ウ 冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウ、ナガレホトケドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること。
 - エ 冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。

- ② ①以外の水域で、BOD等5項目に係る指定類型がC類型以上となる水域を「生物B」に指定する。

(2) 今回の類型指定にあたっての基本的な考え方（案）

- ・生物Aに相当する魚種が確認されている河川水域については、(1)－①で示されているアからエのいずれかの条件に該当しており、新たに追加・変更すべき条件はないと考えられる。
- ・生物Bについては、生物の生息に適した水質であるC類型以上の水域に設定するという(1)－②の考え方が妥当と考えられる。
- ・以上のことから、(1)の考え方にしたがって、検討を行うものとする。